平成27年12月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

平成27年12月17日開催

会 議 録

開	催		日	時	平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日 (木) 午後 3 時 開会 午後 4 時 2 8 分 閉会
場				所	旭川市教育委員会 会議室
	委 員			員	委員長 金丸 浩一, 頻顯狀 中島 智子, 委 員 滝山 義之 委 員 杉山 信治, 教育長 小池 語朗
出席者	事務局	説	明	洫	学校教育部長 田澤 清一 社会教育部長 高橋 いづみ 学校教育部次長 田上 和敏 社会教育部次長 森山 素子学校教育部次長 金子 圭一 文化振興課長 谷口 達治学校教育部次長
	/uj	事職	務	局員	教育政策課畏補佐 松浦 宏樹 同 教育政策係 阿部 由里夏
傍		聴		者	0人
公	開・	非公	開の	別	一部非公開
会	議	· ·	次	第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について ・議案第3号 旭川市文化芸術振興基本計画(平成28年度~平成39年度)(素案)に対する意見提出手続の実施について・報告第1号 旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告事項 (1) 平成28年度教育行政方針の策定日程について (2) 小中連携・一貫教育の先進地調査の結果について (3) 旭川市立学校職員の懲戒処分について (4) 東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る入札不調について その他 7 閉会

審議内容						
発	言	者	発 言 要 旨			
			《開会》			
委	員	長	ただいまから、平成27年12月定例教育委員会会議を開会いたします。			
			《会議録署名委員》			
委	員	長	本日の会議録署名委員は,滝山委員,小池教育長を指名します。			
			《 前回会議録 》			
委	員	長	会議録ですが、平成27年10月定例教育委員会会議(平成27年10月9日開催)及び平成27年10月第1回臨時教育委員会会議(平成27年10月19日開催)の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。			
各委	委 員	員長				
各委	委員	員長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、平成27年10月定例教育委員会会議及び平成27年10月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。			
各委	委員	員長				
			《審議事項》			
委	員	長	報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(3)「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律			
各委	委員	貝長	「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(3)「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。 議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則			
田上	学校教育部	欢長	の制定について」,説明願います。 議案第1号「旭川市小,中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則			

の制定について」, 説明します。

平成28年4月1日から、聖和小学校が西神楽小学校に統合されること を受け、規則別表1の一部を改正するものでございます。

また、廃校に伴って当該規則を改正する際には、廃校となった学校の項 を「削除」とし、項を残してきた経過がありますが、その必要がないこと からこの度の改正で削らせていただきたいと思います。分かりにくいかと 思いますので、議案第1号資料を御覧いただきたいと思います。この規則 は昭和27年に制定された規則で、別表1の旧の欄に1知新小学校の項か ら65共栄小学校の項まで記載されていますが、例えば3ページに記載さ れている5の項のように学校名を「削除」としています。項数である5は 残し、学校名を「削除」とする意味がないので「削除」としている項を削 り、項を繰り上げて整理するものでございます。

委 員

委

議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則 の制定について」、御意見、御質問等はありますか。

各 委 員

ありません。

それでは、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改 長 正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありま せんか。

委 員 委 長 員

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規 則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第2号「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答 について」、説明願います。

金子学校教育部次長

議案第2号「平成27年度全国体力・運動能力,運動習慣等調査「北海 道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答につい て」、説明します。

本件は、10月に北海道教育委員会からありました、本市の調査資料の 掲載に係る照会に対しまして、同意する旨を回答しようとするものでござ います。

調査の内容でございますが、議案書の11ページを御覧ください。実施 要領がございますが、小学校第5学年と中学校第2学年全員を対象にしま して、それぞれ8種目の実技調査と質問紙調査、並びに学校と教育委員会 に対する質問紙調査がございまして, 各地域, 各学校の実態に基づいて, 4月から7月末までの間に実施するものでございます。調査結果の公表に つきましては, 昨年度, 実施要領が変更されまして, 北海道教育委員会は, 市町村教育委員会の同意を得た場合は、市町村名を明らかにした公表が可 能になったところでございます。

本市におきましては、独自に調査結果を分析し、市民、保護者等に公表 する機会がございませんことから、この「北海道版結果報告書」への掲載 によって、本市としての公表に代えたいという考えでございます。

なお,本市の調査資料が掲載される場合の具体的な内容でございますが, 本日配付させていただきました資料を御覧ください。これは、上川教育局 が作成した本市の公表例でございますが、文部科学省から本市の正式な調 査結果が送付されておりませんので、ここにあるグラフや数値等につきま しては、確定値ではございません。掲載の同意を議決いただきましたら、 この後、本市の体力向上策の内容も含めて北海道教育委員会と協議し、掲 載内容を決定してまいります。

員

議案第2号「平成27年度全国体力・運動能力,運動習慣等調査「北海 |道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答につい て」、御意見、御質問等はありますか。

中学生のレーダーチャートでは、持久走の結果がとても低くなっていま

す。これは統計上の問題なのか、それとも実際にこのようになっているのですか。また、学校質問紙のところに「授業の目標を生徒に示す」という項目が2つあります。これは誤植ではなくて何か意味があるのですか。

金子学校教育部次長

中学生の場合は、学校でシャトルランか持久走のどちらかを選び、測定した結果を報告しています。まだ文部科学省から正式な調査結果が送付されておりませんので分からない部分もありますが、持久走に取り組んだ学校が何校かあって、その結果、極端に低くなっていたのではないかと考えられます。

教 育 县

可能性としては、持久走に取り組んだ生徒数を分子とした場合に、取り組んだ学校が少数であったため全国平均よりも大きく下回ることもあり得るという見通しですか。

金子学校教育部次長教 育 長

そういう意味では、シャトルランも全国平均を大きく下回っていますが、 場合によっては修正が加わる可能性もあるということですね。

金子学校教育部次長教 育 長金子学校教育部次長

可能性はありますが、確かめてみないと分からないです。

学校質問紙の方は単純な誤植ですか。

おそらく誤植だと思います。

教 育 長 そういったところも含めて北海道教育委員会と内容を詰めてください。 金子学校教育部次長 分かりました。

他に御意見、御質問等はありますか。

ありません。

 委
 員
 長
 員

 長
 員
 長
 員

それでは、議案第2号「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

 各
 委
 員

 委
 員
 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第2号「平成27年度全国体力・運動能力、 運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照 会に対する回答について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第3号「旭川市文化芸術振興基本計画(平成28年度~平成39年度)(素案)に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。

議案第3号「旭川市文化芸術振興基本計画(平成28年度~平成39年度)(素案)に対する意見提出手続の実施について」,説明します。

文化振興課長

本計画の策定に当たりましては、私的諮問機関であります次期旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会を8月に設置いたしまして、これまで3回にわたり議論を重ねてまいりました。この度、検討懇話会からの意見、あるいは庁内協議の意見を踏まえ、計画の素案がまとまりましたことから、本年12月21日から来年1月25日までの間、市民の意見を募集しようとするもので、今後、市民からいただいた意見を踏まえ、計画の素案を修正いたしまして、2月に開催を予定しています第4回検討懇話会で最終的な検討を行った上で、最終案を3月の教育委員会会議にお諮りしたいと考えております。

それでは、計画策定の概要につきまして御説明させていただきます。計画の概要版を添付しておりますが、今回、計画の策定に当たりましては、 市民に読まれる分かりやすい計画を策定するということを心掛けまして、 シンプルにいたしましたので計画の本体で説明いたします。

議案第3号別冊の3ページの「3計画の位置付け」及び5ページの「1計画の体系」を御覧いただきたいと思います。まず,現行の計画では計画の体系を明確にしておらず,計画の基本目標となるものがなかったことから,条例第2条の基本理念を基にいたしまして,基本目標を新たに設定いたしました。そして,計画の目標や方向性を明確にするとともに,条例第5条に掲げる基本計画の事項を計画の基本項目とする等,計画の体系を明らかにしたところであります。

次に、6ページと7ページの「2重点的な取組」を御覧ください。検討 懇話会では、「社会情勢や市民アンケート調査等による市民ニーズを踏ま えた上で、本市の文化芸術の振興に対する現状や課題などに今後重点的に 取り組んでいくべき事項を設定すべき」との意見が多くあったことから、 4つの重点的な取組を設定いたしました。情報不足、担い手の育成、指導 者の養成、文化の幅が広がっているということから、「情報」、「子ども・ 若者」、「人材」、「幅広い文化」をキーワードに、これらに対する重点的な 取組として、「文化芸術活動に関する情報を広く伝える」、「子どもや若者 が文化芸術に触れ、親しむ機会を増やす」、「文化芸術活動を支え、担う人 材を育てる」、「文化を広範囲に伝える意識を高める」としたところでござ います。

8ページから18ページに挙げております11の基本項目につきましては、現状と課題を整理し直した上で基本方針を定めまして、施策の概要と具体施策を示しております。

19ページから28ページに施策の内容等を一覧で掲載いたしまして、分かりやすくし、計画の進行管理を行いやすくしたところでございます。

議案第3号「旭川市文化芸術振興基本計画(平成28年度~平成39年度)(素案)に対する意見提出手続の実施について」、御意見、御質問等は

今回は意見の募集についての議案ですか。この計画の内容そのものを議論する場というのはあったのですか。それともこれから議論するのですか。

10名の委員による検討懇話会を設置し、計画について十分議論を重ねてまいりました。実質3回の開催ではありますが、十分に議論をしていただいたと思っております。

私が聞きたいのは,教育委員会会議の中でこの計画そのものを議論する場というのはあるのかということです。

教育委員会会議の中で経過報告はありましたけれども,実際にこれが良いのか悪いのかという議論そのものはまだないです。パブリックコメント終了後,最終決定をする段階で教育委員会会議の中で議論する場面はあります。

分かりました。

ありますか。

5月から6月にかけて行われた市民アンケートの調査結果をベースにして、検討懇話会で検討し、内容や施策を練り上げ、その御意見が反映されているということですよね。

そうです。 少し良くないアンケート結果もあるので、それをもう少し良い方向に展 開させていくことを趣旨にまとめた計画ということですよね。一番最後に

1ページに記載されている旭川市文化芸術振興条例前文というのは、検 討懇話会で策定されたものなのでしょうか。

平成21年に制定された条例になります。

そのときに作られたものを使用しているということですか。

付いている概要版がとても見やすくて良かったと思います。

そうです。この条例に基づいて平成22年に計画を策定しました。

この条例について、教育委員会会議で議論されましたか。

経過を詳しく記憶していませんが、条例を制定する際の手順は、教育委員会会議の中で原案を作り、その原案を議会に提出して議会の議決を得るという順番になります。ですから教育委員会会議では議論されたと思います。

この条例の前文は4つの段落で構成されていますが、1段落目の文章が2段落目にくるのではないのかなと思いました。なぜかと言うと3段落目の文章を一番最初に述べて、それから旭川市のことを述べている1段落目の文章が続くのかなと思ったからです。検討の余地がないということであ

委 員

杉山委員

文化振興課長

杉山委員

教 育 長

杉 山 委 員中 島 委員

文化振興課長

中島委員

文化振興課長中 島 委 員

文化振興課長中 島 委 員

教 育 長

中島委員

委 員 長

|れば, これはこのままだと思いますが少し引っ掛かりました。

本文ではなく、パブリックコメントの募集についてという鑑文がいつも気になります。鑑文も形式上きちんと整っていた方がいいと思います。例えば、2段落目の始まりを「つきましては、次のとおり実施いたしますので御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。」として、その下に「記」と記載し、さらにその下に「1、2、3」と項目を設け、これに従って行ってくださいとします。今、私が申し上げたようなことを検討していただきたいと思います。

教 育 長 高橋社会教育部長

昌

高橋社会教育部長

員

高橋社会教育部長

員

高橋社会教育部長

員

長

長

長

長

「記」という記載は、今はあまり使わないです。

何年も前ですが、全庁的に「記」というのは、なるべく使わないように しましょうという内容の文書が出ています。

それは、旭川市としてですか。

はい。全く使ってはいけないということではないです。

使わないでくださいという方向なのですか。

そうです。

私の認識を改める必要がありますね。

もう一度確認させていただきます。

分かりました。

他に御意見、御質問等はありますか。

委員 ありません。

 各
 委
 員

 委
 員
 長

それでは、議案第3号「旭川市文化芸術振興基本計画(平成28年度~ 平成39年度)(素案)に対する意見提出手続の実施について」は、原案 どおり決定することで御異議ありませんか。

 各
 委
 員

 委
 員
 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市文化芸術振興基本計画(平成28年度~平成39年度)(素案)に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定します。

次に,議案第4号「平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について」,説明願います。

金子学校教育部次長

議案第4号「平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について」, 説明します。

本件は、文部科学省からありました、本調査への参加に関わる照会に対して参加する旨を報告するものでございます。本日、追加議案とさせていただきましたのは、本件に関わり北海道教育委員会から通知がございましたのが昨日であり、なおかつ上川教育局への回答期限が来年1月7日となっており、本日の教育委員会会議に諮る必要があったためでございます。

平成28年度の調査につきましては、来年4月19日に実施されます。 なお、平成28年度はこの本体調査に加え、経年変化分析調査を行います。 このため、全国では小学校400校程度、中学校500校程度が抽出され ることになりますが、本市も抽出の対象校が出ると考えているところです。

実施要領の主な変更点につきましては、追加議案書の8ページを御覧ください。下段の「7. 留意事項(1)のア」の部分でございます。「調査の目的に鑑み、各教育委員会、学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできない」とされております。このような変更点がございましたが、従前どおり「序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である」など、実施要領の趣旨そのものに変わりがないこと。また、平成27年度の変更点でございました「調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である」ことや、「調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認であると」については引き続き同様であり、したがいまして、平成28年度

- 6 -

委 員 教 杉 教 滝 委 教 委 各 員

の調査に参加しようとするものでございます。

直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないなど、いくつ 長 か加わった点があります。大阪府が本調査の結果を別なところに使用しよ うとして文部科学省から止められたということが新聞で話題になりました。 そういうことも留意事項として配慮されており、原案としては参加すると いうことです。

議案第4号「平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について」, 御意見、御質問等はありますか。

山委

原則として全国の小・中学校に通う児童生徒を対象に行うというのは, この実施要領に基づいているのですか。強制だという認識の方が強いので はないのでしょうか。今の金子学校教育部次長の話では、各教育委員会で 参加するか、参加しないかを判断するという言い方です。参加しない学校 というのは、実際にありますか。

金子学校教育部次長

私立学校で参加していないところがあったと思います。 平成19年度か ら実施されているのですが、当初、愛知県大山市が参加せず、独自に調査 を行っていました。それぞれの自治体の判断で参加する、参加しないとい うことが原則になっている調査になります。

育

文部科学省の実施要領に基づいて,各市町村単位で参加する,参加しな いということを自主的に判断できる性格のものです。

山 委 員

実施することによって子どもたち一人一人に不利益を与えないというこ とや、共通の指導指針になるということは間違いないですよね。そういう 意味では、せっかく与えられた機会ですから参加した方がいいと思います。

育 長

採点などは専門の民間会社に委託しています。そういう意味では、各市 町村が採点を行うことで採点の甘さなどの問題が出てきたら全国的な比較 はなかなか難しいですが、このテストは全国区ですが同一基準で採点する ことができます。来年の秋頃に,結果の公表について議論することになる と思います。

山 委

先日,上川管内の平均点が良かったと書いてありました。

長 員

道内の大きな都市では、旭川市だけが公表していませんね。

育

上川管内の中では、平成27年度は旭川市と士別市が、平成26年度は 名寄市と富良野市も公表に同意しませんでした。

員

公表については懸念されることが多いので、教育長の考えもあって教育 委員会できちんと検討し、議論をした上で結論を出してきています。これ は将来を決定するものではありませんが、必ず公表の問題が出てきますの で各教育委員それぞれがいろいろと検討していきたいと思います。

他に御意見、御質問等はありますか。

委 員 ありません。

それでは、議案第4号「平成28年度全国学力・学習状況調査への参加 について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委

異議ありません。

委 員 長

「異議なし。」と認め、議案第4号「平成28年度全国学力・学習状況 調査への参加について」は、原案どおり決定します。

次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代 理)について」、報告願います。

片岡学校教育部次長

報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)に ついて」、報告します。

平成27年11月5日付けから平成27年12月1日付けまでの旭川市 教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして,緊急に処理する必要が ありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定によ り、報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定に より報告するものであります。

内容といたしましては, 臨時的任用職員, 非常勤嘱託職員の任用による

ものでございまして、具体的な内訳といたしましては、新規に任用した臨 時的任用職員が30名、非常勤嘱託職員が4名となっております。

報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)に ついて」、御意見、御質問等はありますか。

各 委 ありません。

委 員 それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨 時代理)について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

各 委 員 異議ありません。

> 「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の 人事異動(臨時代理)について」は、報告のとおり了承します。

《報告事項》

員 それでは、報告事項に入ります。 長

> 報告事項(1)「平成28年度教育行政方針の策定日程について」,報告 願います。

片岡学校教育部次長 報告事項(1)「平成28年度教育行政方針の策定日程について」,報告 します。

> 今年度も、教育委員会の事務に関する点検・評価や次年度の予算を踏ま えまして, 教育行政方針を策定いたします。

> 策定に係る主な日程についてですが、1月に行われる2回の教育委員協 議会において、事務局案について御協議いただく予定でございます。その 後、2月上旬まで時間をとりまして、教育委員の皆様からの御意見をいた だき、集約したいと考えております。2月中旬の定例教育委員会会議にお いて, 方針の御審議をいただき, 2月下旬の旭川市議会第1回定例会の本 会議での教育行政方針演説につなげたいと考えております。

> 教育委員の皆様の御意見をいただく機会を4回設けておりますけれども, 必要に応じて、御意見を聴取していきたいと考えております。

> 報告事項(1)「平成28年度教育行政方針の策定日程について」、御意 見,御質問等はありますか。

> ちなみに1月の中旬というのは、例年、旭川市成人を祝うつどいの開催 日に合わせて、午前の部と午後の部の間の時間を利用し協議会を開催して います。来年は1月11日になります。今のところ、教育行政方針の演説 は2月26日になると思います。

他に御意見、御質問等はありますか。

ありません。

それでは、報告事項(1)「平成28年度教育行政方針の策定日程につ いて」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「小中連携・一貫教育の先進地調査の結果につい て」、報告願います。

報告事項(2)「小中連携・一貫教育の先進地調査の結果について」、報 告します。

本調査は、職員2名が11月12日に金沢市教育委員会と小中一貫校で ある京都市立凌風学園を、また、11月13日に宇治市教育委員会を訪問 し、教育委員会では組織体制や成果などを、小中一貫校では校舎等の整備 状況を含めて教育現場の声を聞いてまいりました。

まず、金沢市についてです。金沢市は平成25年度から小中一貫教育の 全市展開を推進しておりまして、平成28年度から小中一貫教育を本格的 に実施する予定で準備をし、本市より1、2年取組が進んでいるという状 況であり、本市と同じ分離型の中学校区で展開を予定しております。全教 職員の推進体制の構築、児童生徒の交流、教員相互の授業参観、教育課程 の編成,家庭・地域への情報発信の基盤となる各分野の取組において全中

委

委

員

員

委 員 長

教 育 長

委 員 長 各 委 員

員

片岡学校教育部次長

学校区で取り組んでおり、金沢市の成果と課題を参考にして本市でも小中連携を促進していきたいと考えています。特に小中一貫英語教育や「絆」教育の資料なども参考にしていきたいと考えています。

次に、宇治市についてです。宇治市は分離型の中学校区が多い中、平成24年度から小中一貫教育を全市展開しておりまして、中学校区の小・中学校で教育目標などを1つにする取組や、コーディネーターの授業を補助する教員を配置するなどの条件整備を積極的に行っているようです。平成28年度には、本市でも(仮称)小中連携・一貫教育推進プランを策定してまいりますので、宇治市の取組を参考にし、中学校区で円滑に小中連携・一貫教育を導入できるようにしていきたいと考えています。

次に、京都市立凌風学園についてです。平成24年度に小中一貫校として開校しています。特に、小・中学校教員の兼務発令を行うとともに教職員の加配を行っておりまして、小学校高学年の指導の在り方を含む系統的な指導の取組をしていました。

今回の調査結果から、本市としては次のとおり参考にしたいと考えております。まず、旭川小・中学校の施設一体型の開校に当たっては、当面は6-3制を基本としていくことから、京都市立凌風学園のように地域やPTAと協議する小中一貫校開校のための準備委員会を設置する予定はありませんが、モデル校として、教育課程の編成などについて学校の自主性を尊重しながら、市教委が支援して進めていきたいと考えています。

次に、教職員の理解や負担軽減についてです。金沢市と宇治市の取組から、本市で小中連携・一貫教育を推進する際には、9年間を見通した教育活動の企画・調整などが必要であり、コーディネーターの配置や、乗り入れ授業を実施する場合の教職員の加配等を検討していく必要があると考えています。

次に、通学区域についてです。金沢市と宇治市の取組から、必ずしもスタートの時点で一致していなくてもスタートすることはできるのですが、より円滑に小中連携・一貫教育を推進するためには、やはり重要な要素であるということを改めて認識したところです。通学区域が一致していない場合等には、コーディネーターの配置などを含めて各学校への支援が必要であると考えています。

次に、教育委員会の推進体制についてです。金沢市と宇治市では、指導主事のほかに、退職校長をコーディネーターとして市教委の中に配置して推進していました。これについては、予算との関係もありますが、配置する方法も含めて参考にしたいと考えております。

実際に小中一貫教育を全市展開していく際には、金沢市と宇治市では、教育委員会が保護者を対象に説明会を実施しているとのことでした。特に中核市である金沢市の説明会では、小中一貫教育は小・中学校の施設が一体となっているものだという勘違いや、通学区域が一致し教育目標が完全に同じでなければ、小中一貫教育とは言えないのではないかというような指摘があったことから、小中一貫教育の定義などをしっかり伝えていかなくてはならないと感じております。実際にPTA連合会と連携を図っておりますが、より一層丁寧な説明が必要ではないかと考えています。

今後の課題といたしましては、調査した3か所はいずれも、現時点では、 義務教育学校や政省令で示される小中一貫型小学校・中学校というような ものに移行する予定はないのですが、政省令が出たときには、検討が必要 になってくるだろうとの話がありましたことから、今後も情報収集や調査 研究を継続していきたいと考えております。

また、今回の調査結果などについては、学校教育部内で実施しています ワーキンググループで情報を共有し、各課題について具体的なことも検証 していきたいと考えています。

調査した内容と本市でどのように生かしていくのかということも含めて

委 員 長

報告をいただきましたが、報告事項(2)「小中連携・一貫教育の先進地 調査の結果について」、御意見、御質問等はありますか。

中島委員

46ページの5番は、義務教育学校や小中一貫校などの名称の問題です か。内容のことではないですよね。

櫛部教育政策課長補佐

内容も含んでいます。 中島委員

櫛部教育政策課長補佐

現在は、小学校は6年間、中学校は3年間ですが、今後の考え方によっ ては、4-3-2 制や5-4 制なども視野に入っているということですか。 今の段階ではそこまで考えていません。

中島委員 櫛部教育政策課長補佐

まだまだ先の話ですよね。

はい。

今は、設備や教職員の交流などの段階で終わっているので、そこの先に 中島委員 はいかないということですね。

櫛部教育政策課長補佐 中島委員 櫛部教育政策課長補佐 はい。

調査から得るものは大きかったですか。

それぞれが地域の特色を生かしながら進めていましたので、とても参考 になりました。

島委員

単に字面だけで見ると、旭川市と同じような感じなのは金沢市になりま すよね。人口は10万人ぐらい違いますが、文化的な背景や学校数は似た ような感じだと思います。金沢市では、金沢型小中一貫教育のように名称 で特徴を表しているという記述がありましたけれども、旭川市でもそうい った方向を目指していくのですか。

櫛部教育政策課長補佐

取組のベースとなるものが参考になると考えています。

中島委員

調査の中で、良いところ悪いところというのがあったと思いますが、良 いところを全部寄せ集めるというのは危険ですよね。

教 長 育

良いところ取りをするという発想もあるでしょうし、4-3-2制とい う方式もあると思います。あるいは、校長の1名体制、複数体制という問 題や教科担任制,学級担任制をどういうふうに考えるのかという問題もあ ります。いろいろな考え方を整理しなくてはいけませんが、それについて は、これからの問題ということになりますので、今は神居小・中学校、今 後は旭川小・中学校ということになりますが、連携をどのように図ってい くかということについての論議と実践をお願いしたいと思います。

委 員 長

随分丁寧に視察・調査をして、その成果をまとめているなと感心してい ました。条件整備などのところでも, 旭川市は随分丁寧に進めてきている と思います。例えば、コーディネーターが必要だと書いてありますが、そ のとおりだと思います。道や国から, 旭川小・中学校みたいなところに加 配が充てられたり、旭川市として小中一貫教育に全市的に取り組むので補 助金が付くというような見通しはないのですか。

片岡学校教育部次長

今年度から文部科学省の委託事業をスタートし、来年度も継続の予定で すので,コーディネーター1人分の予算は付くと思います。加配や兼務発 令の件については、道教委と相談をしながら実態を報告していきたいと思 っています。

員

旭川市は厳しい状況の中でも、全道・全国に誇れるような取組を行って います。最終的に一定程度の成果が見えるようになっていないと、事務局 も辛い部分があると思いますので、この取組はなかなか難しいことだけれ ども、焦って結果を追いかけるということではないですが、厳しい財政状 況の中でも子どもたちのために、教育委員会も首長部局もできるだけ良い 施策を展開できるようにしていくんだということを現場でも十分理解して もらえるように、私ども教育委員も含めて取り組んでいかなければならな いだろうという感想です。小中連携・一貫教育は正にこれからですから、 そういうような問題意識を持って頑張ってもらえるようにしていかなけれ ばいけないと思いました。

保護者などへの丁寧な説明ということについては、そのとおりだと思い

ます。校長の研修会から、一般の教職員への研修会というように段階的に 進め、次に対象が保護者に変わり、保護者への丁寧な説明の必要性がここ に書かれています。具体的にこのような方法でやっていこうという構想な どはあるのですか。

片岡学校教育部次長

5月に策定された小中連携・一貫教育の基本的な考え方をPTA連合会の方にお示ししている状況です。来年は(仮称)小中連携・一貫教育推進プランを策定するための委員の中には、PTA連合会から1人を選定し、議論の中に加わっていただこうと考えています。また、現在、来年度の予算要求をしているところなのですが、来年度の研修会では、PTAの方にも参加していただけるようなシンポジウムやパネルディスカッションなどができたらいいなというふうに担当者レベルでは考えているところです。

委 員 長

何か月か前に教育委員勉強会で説明してもらったのですが、いわゆるコミュニティ・スクールは、小中連携・一貫教育と必ずしも直接的につながるものではないけれど、考え方によっては、小中連携・一貫教育を取り組むに当たってコミュニティ・スクールをどうするかということを、地域や教育委員会で検討しなくてはならないのだと思います。国全体でも何年か後には、3千校にすると言っています。そうすると、当然、旭川市はどうですかということになると思うので、もし、検討しているような方向があれば、教えていただきたいと思います。

片岡学校教育部次長

この間,道教委が主催するコミュニティ・スクールの協議会に出席してまいりまして,道教委としては,やはりコミュニティ・スクールを進めていきたいという意向を持っているように思いました。北海道教育大綱の中にコミュニティ・スクールを進めていきたいという文言が入っておりますのでという説明がありました。

また、中教審からコミュニティ・スクールについての答申が12月21日ごろに出るという情報もありますので、中教審の考え方も踏まえて情報を整理したいと思っています。学校教育基本計画の中にも、コミュニティ・スクールの調査・研究をしっかり行っていくと記載しておりますので、まずは情報を整理していきたいと思っているところです。

教 育 長

文部科学省が、コミュニティ・スクールというのはこういうものだとい うことで,ガチガチの枠をはめているのかどうかという問題があると思い ます。学校評議員制度という似た制度がありますが、コミュニティ・スク ールとは、学校経営方針の承認、学校運営への参画、教職員の人事に関す る意見を言うことができるという、大体この3条件です。これらがきちん と整っていなければ,コミュニティ・スクールとは言えないだろうという ことを、何回か非公式で話をしたことがあります。文部科学省の職員は、 人事は外してもいいのではと平気で言うのです。それなら、旭川市も事実 上やっていますよと言えば、そうですかで終わってしまいます。ですから、 その辺の位置付けというのがとても曖昧だと思います。ただ、学校評議員 が校長の作る学校経営方針に対して意見を言うということを、実態として どこまでやりきれているのかという問題が旭川市には残っていると思いま す。そこの制度が整備されれば、そんなに面倒なことではないはずだと思 っています。ただ、そんなに面倒なことではないはずだと思いながらも、 私がつねづね危惧をするのは、クレーマーとまでは言いませんが、やや全 体的に認知されないような持論を展開し続ける人たちによって、学校運営 協議会が牛耳られていくということになれば、変な話お荷物でしかないわ けです。そこに対する危惧というのは、今でも思っています。ただ、文部 科学省の職員が言うには、そんな心配はほとんどないですというような言 い方をしますが、私としては、ちょっとどうなのかなという気持ちがあり ます。

中島委員

京都市立凌風学園は、コミュニティ・スクールを導入しているけれども、 人事の話はしていないという記述があります。これでやっていると言える |のかなという疑問がありました。

教 育 文部科学省はそれでもいいと言っています。 長

中 島 おそらく年度末などに何回か学校に呼ばれて,校長先生の学校経営方針 委 員 に意見を言う機会があるのだと思います。そういうことをやっている学校 は、もちろん旭川市内にもあります。ただ、コミュニティ・スクールでは、 委員の選出に問題があるのではないかということや、教職員の人事に関し て言うことができるとなれば、それが使命だと考える方もいらっしゃるの で、文部科学省から出されるものがきちんと整備されていないと、なかな

|かやりますとは言えないと思います。

コミュニティ・スクールというのは、そもそも何であったのかというこ 長 とです。学校評議員制度と似ているという問題もありますけれども、外部 の方々による学校応援団が様々な分野で学校の授業も事業も手助けをして くれるということから始まっています。三鷹市は完全にそうですよね。1 つの学校で年間2千人ぐらいの学校支援ボランティアの人たちが事業に参 加しています。そういう状態であったはずが、今は単に制度としてのネー ミングになってきてしまっているのです。これも少し変だなという気がし ています。そういう意味では、全体的な動きをもう少し見ていた方がいい

のではないかと思います。

はない限り、直接的に対応することは無理です。コミュニティ・スクール は、増えれば増えるほど人事に関する要望があちこちから出てきますから、 理屈だけで考えると実現が難しくなります。学校の人事に関する要望とい うのは、一般的にコミュニティ・スクールとは関係なく校長先生が具申す る権限を持っています。コミュニティ・スクールの検討に当たって重要に

全国的な状況を見ても人事権は市にないですから、都道府県立の学校で

なってくるのは、学校評議員制度や学校支援地域本部など、いわゆる学校 に対する応援団的な地域の関わりと根本的にどこが違うのかということを 押さえ、それを旭川市で実際に取り入れ、導入していくことが可能かどう かという検討になると思います。とにかくいろいろな問題を抱えているに

もかかわらず, なお, 文部科学省はもっと増やしていきたいということを 言っているので、道教委や文部科学省からどうなんだという質問が来たり

して市教委も大変なのではないのかと思い、あえて聞いてみました。

ものすごくあります。例に出した三鷹市ですけれども、全国で最初にコ ミュニティ・スクールを実践しました。今回、三鷹市の教育長だった貝ノ 瀬さんが文部科学省のコミュニティ・スクールに関わる委員会のメンバー に入りました。ですから,それなりにやる気があるのかなという感じはあ

員 小中連携・一貫教育との絡みなので、そういう検討が必要になってくる 長 と思います。教育委員会として今後も更に議論をしていきたいと思います。

他に御意見,御質問等はありますか。

委 ありません。 員

委 員 それでは、報告事項(2)「小中連携・一貫教育の先進地調査の結果につ いて」は、報告を受けたこととします。

> 次に、報告事項(4)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る入札 不調について」、報告願います。

報告事項(4)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る入札不調に 富山学校教育部次長 ついて」、報告します。

> 本件につきましては、東旭川学校給食共同調理所が築47年を経過し、 老朽化と狭隘の解消のため、工期の短縮と経費の節減に期待できる設計・ 施工の一括発注を行うデザインビルド方式という事業手法により改築事業 を進めていくこととし、平成26年6月に実績のあるコンサルタント会社 とのアドバイザリー契約を締結しました。平成26年12月に実施方針を, 平成27年4月に入札公告及び要求水準書,入札説明書,落札者決定基準

教 育

員 長

教 育 長

委

各

などを公表し、平成29年2学期からの供用開始を目指していたものでございます。

はじめに、入札から失格決定までの経過につきましては、本年4月16日に入札公告及び要求水準書を公表し、業者を選定するための審査委員会を設置したところであり、4月22日に希望者ではありますが現地説明会を行い、その後、6月から7月に質問の機会を2回設定し、7月17日に参加表明書を受理し、9月7日に入札の実施及び提案書類の提出を受けたところでございます。

入札につきましては、予定価格内であったため、提案事業者を審査に諮る対象としたところでございます。その後、提案審査の基礎審査の段階で提案内容に記載されていなかったこと、別途要協議とされていたなど疑義がある項目が27項目あったため、提案事業者に確認を行ったところ、資料に記載のとおり提案事業者からの回答内容で要求水準に達していない項目が13項目認められたことから、基礎審査の段階で失格と判断させていただき、失格の場合は審査委員会での確認が必要になりますので、10月26日に審査委員会を開催し、要求水準に達していない項目及び失格扱いとすることを確認したところでございます。こうした手続を経て10月30日に市として失格を決定したところでございます。

なお、確認事項への回答書の提出の際に、提案事業者から辞退届が提出 されましたが、本件、入札に関する規定では、辞退届の提出は入札書類提 出期限までと規定しておりますので、その期日を過ぎていたことから、無 効の扱いとしたところでございます。

入札から失格までに1か月以上を要したところですが、要求水準書は市が要求する水準を文書で記載したものであり、該当する箇所を項目ごとに提案内容と突合して要求水準を満たしているかどうかを判断しなければならないため、アドバイザリー業者とも協議を行い確認を行った上で失格であると判断したものであり、失格の場合、審査委員会に諮り確認の必要があったことや、これを受けて市として決定することとなるため、決定するまでに時間が掛かったものでございます。

次に、失格に伴うペナルティ・指名停止措置につきましては、提案事業者に不正・不誠実な行為、虚偽記載等があったと認められる場合には、科すことになりますが、本件においては、提案内容の一部に別途要協議と記載されていたため、その意図について確認したところ、本来、入札では協議を行うものではないにもかかわらず、協議が行えるものと提案事業者が認識をしており、こうした認識の違いが原因でありますことから、不正、不誠実な意思は持っていなかったと判断し、ペナルティを科さないこととしたものでござます。

次に、要求水準を満たしていない項目につきましては、疑義のあった27項目のうち、資料に記載のとおり13項目が該当したところでございます。例えば、調理従事者休憩室につきまして、要求水準書では男女別、45名程度が収容できる面積を確保するように記載しておりましたが、ランチルームとの併用を提案されているなど、要求水準を満たしていない項目が5項目、8項目が別途要協議とされていたところでございます。

入札不調に伴い完成時期が遅れることで、平成41年度を最終年度とする旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想に影響が出るため、計画の中に組み込まれていた東旭川学校給食共同調理所の改築事業については、今後、基本構想との整合性が損なわれることがないように整理してまいりたいと考えているところでございます。

なお、今後の東旭川学校給食共同調理所の改築事業につきましては、築47年を経過し、喫緊の課題であることには変わりありませんので、現在、検討中ではございますが、アドバイザリー契約の成果品を活用しつつ関係部局とも連携の上、より良い建設手法、契約方法などについて、速やかに

決定し、できるだけ早く改築ができるよう検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

委 員 長

長 報告事項(4)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る入札不調について」、御意見、御質問等はありますか。

滝山 委員 富山学校教育部次長 滝山 委員 富山学校教育部次長 入札不調によって、改築は1年ぐらい延期ということになるのですか。 まだはっきりとは分かりませんが、1年から2年ぐらいを見ています。 応募したのは1事業者だけですか。 はい。

滝 山 委 員

金額が安かったからなのでしょうか。もっとたくさんの事業者が応募してくれれば、選択の余地もあったかもしれません。1事業者だけだったのは、何か理由があるのですか。

富山学校教育部次長

なぜかというのは分かりませんが、構成企業数の関係やオール旭川市内 の企業で頑張りたいという意思がありました。そのため1企業体にまとま って提案書を出し、入札に参加しようとしたのではないのかと思います。 新聞等で見ると同じ方法で行うのですよね。

委 員 長 富山学校教育部次長

デザインビルド方式による事業実施のため、コンサルタント会社とアドバイザリー契約を締結し、要求水準書を作成して、これを基に入札しましたので、要求水準書の成果品を無駄にせずに活用できる事業手法等について改めて検討することになります。どの方法で事業を進めていくのかは、現在、要検討中です。

杉山委員

要求水準を満たしていない項目が一覧表になっています。事業者は要求 水準書を満たさない提案であると考えていなかったと言うけれども, はっ きりと要求水準書ができているのですから, それを虚偽記載にはならない という判定はどなたがされたのですか。

富山学校教育部次長

提案内容に記載されていなかったこと、別途要協議とされていたなど疑義のある27項目について回答を求めたところ、資料に記載している13項目が要求水準に達していませんでした。別途要協議については、入札では普通考えられないことなので、その意図について確認したところ、事業者側は協議をすることが可能であると判断し、別途要協議としたということです。

杉山委員 富山学校教育部次長杉山委員 富山学校教育部次長杉山委員 「富山学校教育部次長

今まで、要求水準を示して入札をするということはなかったのですか。 初めてです。

それは教育委員会としてではなく, 旭川市としてですか。 はい。

だから事業者も慣れていなかったということですね。

そうです。慣れていないということや認識不足だったということ,提案内容について協議ができると判断していた又は認識していたということです。

杉 山 委 員中 島 委 員

この資料だけを見たら、私は虚偽記載というふうに思えました。

この事業者が新たな要求水準を細かくチェックして, それに適った見積りを出してきたときには, 採用する可能性というのはあるのですか。

富山学校教育部次長

どの方法でいくのかということは別にして、ペナルティがないので、もう一度入札に参加することはできます。ただ、同じ内容で提案するかどうかは分かりませんが、要求水準書を基本にしていますから、そこをクリアしているかしていないかという判断はしなくてはならないので、今後、どうするかということによっても違います。

中島委員

予算内では出てこない可能性がとてもありますよね。要求水準の13項目を満たしていないので、それをきちんと適えられるようにするのであれば、最初に提示された入札金額より、もっと増える可能性もありますよね。

教 育:

入札予定金額は公表しています。別途要協議を指して,他事記載という ことで失格にもなるし,本入札制度では協議することができないので当然 失格ということになります。そのように考えると,この次もデザインビル ド方式とするのか,他の方式とするのかは別にして,新たな方式により改めて入札を行うこととなった場合,当然のことながら要求水準も変わるので予定価格も再度公表していくことになります。

議会では、結果的にこういう状態を作りつつ、入札予定価格の引上げを 狙っていたのではないかというような指摘もありました。そういうことも 含めていろいろと判断をしていかなくてはならないと思っています。

委員長各 委員

員

委

他に御意見,御質問等はありますか。

ありません。

それでは、報告事項(4)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る 入札不調について」は、報告を受けたこととします。

《その他》

委 員 長

他に,何かありますか。

各 委 員 事務局職員 ありません。ありません。

めりません。

《秘密会》

委 員 長

ここからは, 秘密会といたします。

【以下, 非公開】